

未来を開く

長井市立長井北中学校 No31 令和6年10月31日

校舎内に響き渡るハーモニー

合唱コンクールがいよいよ明日になりました。校舎内には、各学級、各学年の絆を紡ぎ、高めてきた合唱、ハーモニーとなって校舎中に響き渡っています。全校朝会で話をした「合唱で大切にしたいポイント」を思い出し、自分達らしい、思いのこもった合唱にしてほしいと思います。スローガン「Unity」が達成された姿がたくさん見られる1日を期待しています。



自転車に対する罰則が強化！！

改正された道路交通法により、11月1日（金）から自転車の乗り方に関わる罰則が強化されます。中学生が特に注意しなければならないことは、スマートフォンに関することです。

【どんな内容？】

- スマートフォンを手で持ち、自転車に乗りながら通話する行為 →違反です。
- スマートフォンを手で持ち、自転車に乗りながら画面を注視する行為 →違反です。
- 自転車に取り付けたスマートフォンの画面を自転車に乗りながら注視する行為 →違反です。

【違反したらどうなるの？】

- ★ 6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ★ 歩行者との接触事故など交通の危険を生じさせた場合には、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

【その他の違反行為】

- 傘さし運転 → 5万円以下の罰金
- イヤホンやヘッドホンを使用するなどして安全な運転に必要な音または声が聞こえない状態で運転した場合 → 5万円以下の罰金
- 2人乗り、無灯火 → 5万円以下の罰金
- 並進運転 → 2万円以下の罰金

これらの行為により、接触事故を起こし、相手の身体に重大な損害を負わせてしまった場合、数千万円の損害賠償の判決が出されている事例もあります。（中学生や高校生であっても）
罰則の強化には、自転車を利用する人の命を守ることや他の



人の命を守るというねらいがあります。自転車を利用する際には、自覚と責任が伴います。

今回の11月1日(金)からの改正法の施行にあわせ、学校でもこのような内容で全体指導を行いました。是非ご家庭でも話題にいただき、よりよい社会を自ら形成していくという意識を醸成していただければと思います。

生徒の登下校に係るお願い

春にも一度確認していますが、冬季に入るため、改めて生徒の登下校に係るお願いです。

学校生活で最優先されるべきは、安全と安心の確保です。北中では、生徒の安全な登下校のために校地内や道路での車の乗り入れを、以前から一部制限してきたエリアがあります。生徒には、全校集会や学級で指導しています。ご家族全員で確認していただき対応についてよろしくお願いいたします。

1 通学方法の再確認

【夏 季】	【冬 季】
① 徒歩で通学する ② 自転車で通学する ③ スクールバスで通学する	① 徒歩で通学する ② スクールバスで通学する

2 校地内への車の乗り入れとこれまでの交通事情

例年、以下の理由から「校地内の車の乗り入れ」をご遠慮いただいています。

(1) 幸いなことに大事には至らなかったものの、正門(西門)を出入りする車に係る危険な状況が何度もありました。

◆登下校時は、歩行者・自転車・スクールバス・車など多くが、正門を通ります。

◆正門の幅が狭く、正門やそれに続く塀のため見通しも悪く危険です。

(2) 小学校と共用になるスクールバス3台分の車庫が東門付近にあるため、校地内(特に車庫付近)でスクールバスが通行したり、車庫入れをしたりします。

3 校地内の他に、「登下校時」の生徒の乗り降り控えていただきたい道路

他の車の交通の妨げになるため、以下の道路での乗り降りは控えてください。

- (1) 学校西側の南北を結ぶ道路(市道:谷地-高関線)
- (2) 学校西門前から西に延びる道路(寺泉トマトさんの敷地も含む)
- (3) 学校東門前から線路までの東に延びる道路

4 その他

ケガや疾病などの生徒の送迎については、これまでどおり昇降口近くまでの乗り入れはできます。事前に電話などで学校や担任までご連絡ください。送迎が長期にわたるような場合は、「許可証」を発行いたします。このことについても、担任までご連絡くださるようお願いいたします。

※子供達のたくましい成長を願って、自分自身の足で登下校することにご理解とご協力をお願いいたします。

